○松本市有価資源物価格協議委員会設置要綱

平成15年9月1日

告示第335号

改正 平成18年3月31日告示第151号

平成19年3月30日告示第157号

平成27年3月31日告示第183号

令和3年3月31日告示第190号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市有価資源物リサイクル事業の実施に当たり、経済変動に対応 し、有価資源物の適正な価格に基づく円滑な推進を図るため、松本市有価資源物価格協 議委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めること を目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、有価資源物の単価等に関する事項について協議し、その結果を市長に 報告するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 松本市環境衛生協議会連合会長
 - (2) 中信リサイクル事業協同組合の役員
 - (3) 資源物荷受業者の代表者
 - (4) 市職員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は、松本市環境衛生協議会連合会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその 職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。 (庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境エネルギー部環境業務課において処理する。 (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この告示は、平成15年9月1日から施行する。附 則(平成18年3月31日告示第151号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。附 則(平成19年3月30日告示第157号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。附 則(平成27年3月31日告示第183号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(令和3年3月31日告示第190号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。